

障がいのあるこどもの子育て支援

障がい者に関する制度

心身に障がいのあるこどもに対しての制度や手当、受けられるサービス等をご紹介します。

■身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体（手足）・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に一定以上の永続する身体障がいのある方に交付しています。障がいに関するいろいろな制度の適用やサービスを受けるためには、原則として所持していなければなりません。

■療育手帳

知的障がい児(者)の方が任意で所持できる手帳です。障がいの程度によりA(重度)とB(軽度)に区分されます。福祉サービスが利用しやすくなったり、割引・優遇制度などが受けられます。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がい(発達障がいや情緒障がいによる精神疾患等)の方が任意で所持できる手帳です。福祉サービスや、割引・優遇制度等が受けられます。療育手帳を所持している方も交付申請可能です。

《お問い合わせ》 柴田町役場 福祉課 Tel 0224-55-5010

各種手当・助成

■特別児童扶養手当

20歳未満の重度又は中度の障がい児を養育している方に支給します。ただし、児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設を除く）に入所している場合は支給されません。所得制限あり。

※重度又は中度の障害：身体障害者手帳 1～3 級程度又はおおむね療育手帳の A と B の一部に該当する方

※手帳をお持ちでない方でも障がいの程度によって該当する場合があります。

《支給額》

支給区分	支給額（令和 8 年 3 月まで）	支給額（令和 8 年 4 月から）
重度障害の場合 （特別児童扶養手当 1 級）	1 人につき 56,800 円/月	1 人につき 58,450 円/月
中度障害の場合 （特別児童扶養手当 2 級）	1 人につき 37,830 円/月	1 人につき 38,930 円/月

《お問い合わせ》 柴田町役場 子ども家庭課 Tel 0224-55-2115

■障害児福祉手当

精神・知的又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の方に月額 16,100 円（R7.4～）の手当が支給されます。所得制限あり。

■補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方、難病患者等に対し、補装具（義肢、車椅子など）の購入や借受け、修理にかかる費用が支給されます。利用者負担は原則基準額の 1 割負担（非課税世帯は負担なし）です。一部所得制限あり。

■日常生活用具の給付

重度の障がい児(者)等に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付することにより、日常生活の不便を解消し、自立した生活を送れることを目的としています。利用者負担は原則 1 割負担（非課税世帯は負担なし）です。

■小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的としています。
町民税の課税状況により、利用者負担があります。

■難聴児補聴器購入助成

18 歳未満で身体障害者手帳の交付対象にならない、軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入や修理にかかる費用の一部を助成します。一部所得制限あり。

■自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。この制度を利用すると、かかった医療費の 9 割が医療保険と公費でまかなわれ、1 割が自己負担になります。さらに、所得の低い方には、月当たりの負担額に上限が設定されます。

《対象者》

- 育成医療：身体に障がいのある方に対し、現存の疾患を放置することにより将来同程度の障がいを残すと認められる方であって確実な治療効果が期待できる方（18 歳未満）
- 精神通院医療：通院による精神医療を継続的に要する方

《お問い合わせ》 柴田町役場 福祉課 Tel 0224-55-5010

障がいのあるこどもの子育て支援

障害児通所支援

療育や訓練が必要な児童に対して身近な地域で必要な支援を行うサービスです。未就学児を対象とした「児童発達支援」、就学児が放課後や夏休み等に通う「放課後等デイサービス」、障がい児が通う保育所等を専門職員が訪問する「保育所等訪問支援」などがあります。

■児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

■放課後等デイサービス

就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

■保育所等訪問支援

療育経験のある専門職員が保育所や小学校などを訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう支援を行います。

《お問い合わせ》 柴田町役場 福祉課 Tel 0224-55-5010

障がい児(者)を持つ保護者の会

名 称	活動内容	所在地・電話番号
宮城県手をつなぐ育成会	* 知的障がい児(者)の教育福祉・就労・スポーツの振興、向上のための活動 * 啓発・相談事業	〒 983-0836 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 6-2 (宮城県障害者福祉センター内) Tel 022-292-5226
宮城県重症心身障害児(者)を守る会	* 重症心身障がい児(者)の療育指導や福祉の増進、愛護思想の普及のための活動 * 巡回家庭訪問、研修会、相談会、年 2 回の療育キャンプ	〒 980-0022 仙台市青葉区五橋 2-4-1 エクセルジオ五橋 7F Tel 022-261-1050
宮城県自閉症協会	* 会員相互の交流と親睦を図りながら、自閉症児(者)の療育訓練、研修、講演会、啓発活動	〒 984-0816 仙台市若林区河原町 2 丁目 2-3 (南材ホーム内) Tel 080-3328-3802
宮城県肢体不自由児者父母の会連合会	* 仙台市、県東部、仙南・仙北の各単位会を基礎として、県内の肢体不自由児(者)の福祉の向上を目的とした活動	〒 983-0836 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 6-2 (宮城県障害者福祉センター内) Tel 022-293-2902
宮城県難聴児を持つ親の会	* 難聴児(者)を持つ親が、親の研鑽と相互啓発を図り、さらに社会の理解と施策の推進を目的として、機関誌の発行、親子研修会等の実施	〒 984-0046 仙台市若林区二軒茶屋 1-20 E-mail miyagi.nantyouji@gmail.com

発達障がい児のために

■宮城県障害児等療育支援事業(仙南圏域)みやぎスクエアサポート

◇所在地・電話番号

〒989-1752 柴田町槻木下町3丁目2-6 Tel 0224-87-6268

◇内容

発達の気になるこども(者)やその保護者・支援者を対象に身近な地域での療育の相談をしています。
また、発達障害者地域支援マネジャーと連携して地域への支援を実施しています。

障がい者のための生活支援

■はらから地域生活支援センター

MAP
P.50

◇所在地 〒989-1601 柴田町船岡中央1丁目2-23 Tel 0224-58-3443 (代)

◇活動日 火～土曜日(日・月曜日休み)

◇活動時間 9:00～17:00

◇対象年齢 制限なし

◇会費 無料

◇活動内容・特色

◎はらから福祉会各障害福祉サービス事業所で作られた、豆腐、油揚げ、パン、クッキーなどを販売しています。

◎障がい児(者)の相談支援事業を行っていますので、各種障害福祉サービスの利用などについて相談できます。